その年の前々年分の不動

産所得又は事業所得の金

を、その業務につきその

(青色事業専従者給与

認を受けている居住者で

算上総収入金額及び必要

係るものを除く。)の計

経費に算入すべき金額

ことにつき税務署長の承

青色申告書を提出する

者の場合)

Ι

現金主義による所得計算の特例

現行制度(小規模事業

者は、その年分の不動産

所得又は事業所得の金額

(山林の伐採又は譲渡に

額)の合計額が300万 の金額を控除する前の金

円以下である小規模事業

67①、所令195①、 することができる(所法 及び支出した費用の額と 年において収入した金額



生ずべき業務に係る

宮森俊樹

【芝】

譲渡から

生ずる所得及び

継続的に行うその資産の 所得(営利を目的として 譲渡所得の基因とならな 所得をいう。)の範囲に、 務に係る雑所得以外の雑

い資産の

譲渡から生ずる

除く。)

が含まれる(所

山林の譲渡による所得を

基通 35

1 12 ...

はじめに

の一つには、働き方改革の 究所)。これら増加の要因 の進展により、個人等が保 98億円とされ、現状ベー れている(令和3年度シェ スで成長すると令和9年度 が急速に広がりを見せてい 個人等も利用可能とする経 ットフォームを介して他の ものを含む。)をインター 有する活用可能な資産等 円となるとの予想も公表さ おける市場規模は2兆41 る。令和3年度の我が国に ェアリング・エコノミー) 済活性化活動(いわゆるシ ネット上のマッチングプラ **ブリング・エコノミー関連** には6倍の14兆2799億 (スキル・時間等の無形な 環により給与所得者であ ICT(情報通信技術)

> 動を行うことが可能となっ るシェアリング・エコノミ たことが考えられる。 としてプラットフォーマー のマッチング事業者)を いわゆるインターネット の提供者が兼業及び副業 して匿名で手軽に経済活

されていた。そこで、令和 所得が多額となっていると 供者に対する適正な課税の 2年度税制改正では、シェ コノミー提供者の申告漏れ 確保のため、雑所得を生ず の問題点も課税庁から指摘 直しが行われた。 アリング・エコノミーの提 へき業務に係る所得税の見

係る所得税について考察す た雑所得を生ずべき業務に 本稿では、この見直され

反面、シェアリング・エ を、その業務につきその 経費に算入すべき金額 算上総収入金額及び必要 係るものを除く。)の計 業務に係る雑所得の金額 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$ (山林の伐採又は譲渡に

規39の2)。 ものは、その年分のその べき業務に係る収入金額 前々年分の雑所得を生ず が300万円以下である を行う居住者でその年の 改正の内容(雑所得を 生ずべき小規模な業務 雑所得を生ずべき業務 を行う者の場合)

3 適用関係

4年分以後の所得税につ

9 7 ③ ° する必要がある(所令1 適用を受ける旨の記載を 定申告書を提出する場合 受けようとする年分の確 67②、所令196の2)。 及び支出した費用の額と 年において収入した金額 することができる(所法 には、その申告書にその なお、本特例の適用を

年改正法附則5)。 上記2の改正は、今和

係書類の保存義務確定申告書の現金預金取引等関

改正の内容

なければならない(所法 生ずべき業務に係るその のは、これらの雑所得を が300万円を超えるも その業務に係る収入金額 住者又は国内源泉所得に 232(2)° 取引等関係書類を保存し 事項を記載した現金預金 年の取引のうち総収入金 係る雑所得を生ずべき業 を生ずべき業務を行う居 額及び必要経費に関する で、その年の前々年分の 務を行う非居住者(以下 「居住者等」という。) その年において雑所得 3

現金預金取引等関係書 日の属する年の翌年3月 15日の翌日から5年間、 し、その作成又は受領の

2

類の定義

れる (所規102⑦)。 でその写しのあるもの して作成されたものとさ 預入若しくは引出しに際 くは払出し又は預貯金の のうち、現金の収受若し は、その写しを含む。) の作成したこれらの書類 れらに類する書類(自己 請求書、領収書その他と 関して作成又は受領した 雑所得を生ずべき業務に 書類」とは、居住者等が 「現金預金取引等関係

取引等関係書類を整理 保存期間等 居住者等は、現金預金

> 所その他とれらに準ずる ものの所在地に保存しな を生ずべき業務を行う場 しくは居所地又は雑所得 ければならない(所規1 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 確定申告書の添付書類の見直し

0289) 適用関係

これをその者の住所地若

4年分以後の所得税につ 年改正法附則11)。 いて適用される(令和2

上記1の改正は、令和

様に、還付請求申告書、 確定損失申告書及び準確 者に係る収支内訳書と同 は、事業所得等を有する また、この収支内訳書

めの活動

が、社会通念上

いて、その所得を得るた

に係る雑所得の判定につ

る (所基通35-2(7))。

また、

事業所得と業務

から生ずる所得が含まれ

継続的に行う資産の譲渡 囲に、営利を目的として

事業と称するに至る程度

出する場合には、その雑 るものが確定申告書を提 のその業務に係る収入金 内容を記載した収支内訳 収入金額及び必要経費の 所得に係るその年中の総 額が1000万円を超え を生ずべき業務を行う居 書をその確定申告書に添 任者でその年の前々年分 その年において雑所得 改正の内容 適用関係 47 0 3 2 0 ° 254, 1274, 必要とされている(所法

1 2 3

る確定申告書を提出する 場合について適用される 4年分以後の所得税に係 (令和2年改正法附則7 上記1の改正は、令和

び記載方法は、事業所得

この収支内訳書の作成及

(所法1206)。なお、

等を有する者に係る収支

内訳書と同様とされる

(所規47の2)。

付しなければならない

所得税基本通達の発遣

V

改正 (法令解釈通達: の制定について」の一部 化する「所得税基本通達 係る雑所得の範囲を明確 雑所得を生ずべき業務に 課個2 - 21他) が令和4 正な課税の確保のため、 ミーの提供者に対する適 シェアリング・エコノ

年10月7日に発遣され

とおりである。 通達の主な内容は、 その他雑所得の例示の なお、発遣された改正 次の

金等に係る雑所得及び業 その他雑所得(公的年

引額及び銀行口座などの情

して配達員の住所、氏名、取 て、例えばUberJapanに対 定申告書を提出する場合 おわ

においても、その添付が 1 2 3 3 1 も多く存在する。 立場における課税上の解決 が出来ない等、それぞれの 提供者の情報が不明なケー 購入者の源泉徴収漏れ及び な課税情報の提供不足、③ れ、②プラットフォーマー 者の所得税の確定申告漏 スにおける支払調書の作成 の申告納税を行う上で必要 しなければならない問題点 全体においては、①提供 シェアリング・エコノミ

備された。この改正を受け の規定が創設され、課税庁 め (通則法707の2①) 請(通則法74の12①)、② する情報照会の手続きが整 のプラットフォーマーに対 特定事業者等への報告の求 は、①事業者等への協力要 令和元年度税制改正で 税の加重措置 (5%・10 載不備の状況に応じた過少 なるので留意が必要であ 66④)も適用されることと %)の規定(通則法65④、 申告加算税又は無申告加算 は業務に係る収入金額の記 以後に法定申告期限が到来 する場合には、売上金額又 また、令和6年1月1日

その他雑所得)に該当す で行っているかどうかで る事実があれば事業所得 ず、事業所得と認められ のみで所得区分を判断せ 行っているときには、帳 円を超えるような規模で 係る収入金額が300万 る。ただし、その所得に 類の保存がないときに 判定する (所基通35 - 2 に該当する(所基通35 簿書類の保存がない事実 ついては、譲渡所得又は の譲渡から生ずる所得に は、業務に係る雑所得 る取引を記録した帳簿書 において、その所得に係 (資産 (山林を除く。) (注)前段)。この場合

2 業務に係る雑所得の例

示の明 業務に

係る雑所得の節

りに

新たに生じることとなる。 は収支内訳書の提出義務が 引等関係書類の保存義務又 のその業務に係る収入金額 タートする。上記Ⅱ・Ⅲに 業務に係る申告・納税がス の多寡によって現金預金取 記載したとおり、前々年分 度による雑所得を生ずべき 報照会も行われたそうだ。 定申告から、見直された制 令和4年分の所得税の確